

行政不服審査法の施行に伴う佐賀県公安委員会規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月29日

佐賀県公安委員会委員長 香 月 道 生

佐賀県公安委員会規則第 3 号

行政不服審査法の施行に伴う佐賀県公安委員会規則の整備に関する規則

(ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則の一部改正)

第 1 条 ツーショットダイヤル等営業に係る利用カードの販売の届出等に関する規則 (平成14年佐賀県公安委員会規則第 5 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第 1 号 (第 2 条関係)</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) 第 4 条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に佐賀県公安委員会に対して、<u>異議申立て</u>をすることができます。</p>	<p>様式第 1 号 (第 2 条関係)</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、行政不服審査法 (<u>平成26年法律第68号</u>) 第 2 条の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に佐賀県公安委員会に対して、<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月</u>以内に、佐賀県 (代表者は佐賀県公安委員会になります。) を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求を行った後</u>においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して<u>6か月</u>以内に提起することができます。</p>

(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)

第 2 条 佐賀県公安委員会事務決裁等規則 (平成15年佐賀県公安委員会規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
別表第 1 (第 3 条関係)	別表第 1 (第 3 条関係)

改正前			改正後		
事務の種類	根拠規定	決裁事項	事務の種類	根拠規定	決裁事項
略			略		
行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に規定する事務（公安委員会が審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務）	第34条第2項	申立て及び職権による執行停止(第48条で準用する場合を含む。)	行政不服審査法（平成26年法律第68号）に規定する事務（公安委員会が審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務）	第14条	審査請求の引継ぎ
	第35条	執行停止の取消し(第48条で準用する場合を含む。)		第25条第2項	申立て及び職権による執行停止
	第38条	審査請求の引継ぎ(第48条並びに第52条第1項及び第2項で準用する場合を含む。)		第26条	執行停止の取消し
	第40条第1項から第6項まで	審査請求に対する裁決(第40条第6項においては第48条で準用する場合を含む。)		第45条、第46条第1項及び第47条	審査請求に対する裁決
	第47条第1項から第4項まで	異議申立てに対する決定		第49条第1項、第2項及び第3項前段	不作為についての審査請求に対する裁決
	第50条第1項	不作為についての異議申立てに対する決定			
	第50条第2項	不作為についての異議申立てに対する措置			
第51条	不作為についての審査請求に対する裁決				
略			略		
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関	略		刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関	略	
	第230条第3項に	職権による執行停止		第230条第3項に	職権による執行停止

改正前			改正後		
する法律（平成17年法律第50号）に規定する事務	において準用する行政不服審査法第34条第2項		する法律（平成17年法律第50号）に規定する事務	において準用する行政不服審査法第25条第2項	
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第35条	執行停止の取消し		第230条第3項において準用する行政不服審査法第26条	執行停止の取消し
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第40条第1項から第5項まで及び第55条	再審査の申請に対する裁決		第230条第3項において準用する行政不服審査法第46条第1項本文、第47条（ただし書及び第2号を除く。）及び第64条第1項から第3項まで	再審査の申請に対する裁決
	略			略	

改正前			改正後		
略			略		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
事務の種類	根拠規定	報告事項	事務の種類	根拠規定	報告事項
略			略		
行政不服審査法に規定する事務(公安委員会が審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務)	第9条第1項	不服申立書の受理	行政不服審査法に規定する事務(公安委員会が審査庁、処分庁、不作為庁又はその他の行政庁である場合における審査庁等としての公安委員会の事務)	第14条	公安委員会が引継ぎを受ける審査請求書等の受理
	第38条	公安委員会が引継ぎを受ける審査請求書等の受理		第19条第1項	審査請求書の受理
	第39条第1項	審査請求の取下書の受理(第48条、第52条及び第56条において準用する場合を含む。)		第27条第1項	審査請求の取下書の受理
略			略		
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する事務	略		刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に規定する事務	略	
	第230条第3項において準用する行政不服審査法第39条第1項	再審査申請の取下書の受理		第230条第3項において準用する行政不服審査法第27条第1項	再審査申請の取下書の受理
略			略		

改正前	改正後
略	略

(警備業法施行細則の一部改正)

第3条 警備業法施行細則(平成17年佐賀県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後								
<p>別記様式第1号(第2条、第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> </td> </tr> </table> <p>別記様式第6号(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後において</p> </td> </tr> </table>	略	<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	略	<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後において</p>	<p>別記様式第1号(第2条、第3条関係)</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> </td> </tr> </table> <p>別記様式第6号(第7条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後において</p> </td> </tr> </table>	略	<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	略	<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後において</p>
略									
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>									
略									
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後において</p>									
略									
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>									
略									
<p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県(代表者は佐賀県公安委員会になります。)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後において</p>									

改正前	改正後
<p>ては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>は、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
<p>別記様式第9号（第10条、第14条、第18条関係）</p>	<p>別記様式第9号（第10条、第14条、第18条関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
<p>別記様式第14号（第21条関係）</p>	<p>別記様式第14号（第21条関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
<p>別記様式第15号（第22条関係）</p>	<p>別記様式第15号（第22条関係）</p>

改正前	改正後
<p>略</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>

（佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正）

第4条 佐賀県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成18年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の通知を受けた日の翌日か</p>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>の通知を受けた日の翌日から起</p>

改正前	改正後
<p>ら起算して6か月以内に提起することができます。 略</p>	<p>算して6か月以内に提起することができます。 略</p>
<p>様式第4号（第4条関係）</p>	<p>様式第4号（第4条関係）</p>
<p>（表）</p>	<p>（表）</p>
<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>略</p>	<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会となります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第5条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年佐賀県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第1号（第2条関係）</p>	<p>別記様式第1号（第2条関係）</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対し</p>	<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対し</p>

改正前	改正後
<p>て異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
別記様式第3号（第4条関係）	別記様式第3号（第4条関係）
<p>略</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
別記様式第4号（第5条関係）	別記様式第4号（第5条関係）
<p>略</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分</p>	<p>略</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分</p>

改正前	改正後
<p>の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
<p>別記様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p>	<p>別記様式第5号（第6条関係）</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>

（特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正）

第6条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年佐賀県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>別記様式第3号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分</p>	<p>別記様式第3号（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分</p>

改正前	改正後
<p>の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
<p>別記様式第9号（第6条関係）</p>	<p>別記様式第9号（第6条関係）</p>
<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>
<p>別記様式第10号（第7条関係）</p>	<p>別記様式第10号（第7条関係）</p>
<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>異議申立て</u>を行った後においては、その<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>	<p>略</p> <p>この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県（代表者は佐賀県公安委員会になります。）を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、<u>審査請求</u>を行った後においては、その<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p>

改正前	改正後
備考 略	備考 略

(佐賀県暴力団排除条例施行規則の一部改正)

第7条 佐賀県暴力団排除条例施行規則(平成23年佐賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第11号(第14条関係)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>処分に不服がある場合の注意事項</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>異議申立て</u>をすることができます。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(訴訟において佐賀県を代表する者は、佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提</p>	<p>様式第11号(第14条関係)</p> <p>略</p> <p>(裏)</p> <p>処分に不服がある場合の注意事項</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、佐賀県公安委員会に対して<u>審査請求</u>をすることができます。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると<u>審査請求</u>をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として(訴訟において佐賀県を代表する者は、佐賀県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、1の<u>審査請求</u>をした場合には、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(この場合においても、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起するこ</p>

改正前	改正後
起ることができなくなります。)	とができなくなります。)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政不服審査法(平成26年法律第68号)附則第3条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てについては、第2条の規定による改正後の佐賀県公安委員会事務決裁等規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。